

# 青森県報

号外第百一号

平成十三年十二月七日(金曜日)

## 目次

### 海区漁業調整委員会

- 東部海区管内における採捕の指示……………(事務局) ……一
- 西部海区管内における採捕の指示……………(同) ……九

## 海区漁業調整委員会

### 青森県東部海区漁業調整委員会指示第八号

いるか(齒鯨亜目のうちマッコウクジラ科を除く鯨をいう。)の採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成十三年十二月七日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 新田 常雄

### 一 操業の制限

青森県東部海区管内沖合海域においては、いるかを採捕してはならない。ただし、船舶を使用し、突棒漁法によりいるかを採捕する場合であって、青森県東部海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が別に定める平成十四年青森県東部海区いるか採捕承認事務取扱要領(以下「取扱要領」という。)により申請し、承認を受けた者については、この限りでない。

### 二 船舶の制限

承認の対象となる船舶は、やむを得ない事由がある場合を除き、総トン数二十トン未満とする。

### 三 操業の期間

操業期間は、平成十四年一月一日から同年三月三十一日までとする。

### 四 承認対象者

承認の対象者は、次のとおりとする。

1 平成十三年一月一日から同年四月三十日までの間、青森県東部海区管内沖合海域において操業の実績を有する者

2 委員会が特に認めたる者

### 五 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

### 六 陸揚港の制限

青森県内に住所を有する者以外の者は、次の委員会が指定する県外船陸揚港以外の地に漁獲物又はその製品を陸揚し又は他の船舶に転載してはならない。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

県外船陸揚港の指定

八戸港、大畑港

### 七 承認証備え付けの義務

採捕にあたっては、委員会が交付したいるか採捕承認証を携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

### 八 標識の船体表示

承認を受けた者は、使用する船舶の船橋両側の見やすい場所に、別に定める標識を表示しなければならない。

## 九 操業記録の提出

承認を受けた者は、操業記録を漁期操業後速やかに、委員会に提出しなければならない。

## 十 採捕成績報告書の提出

承認を受けた者は、いか採捕成績報告書を、漁期の最終月の翌月二十日までに取りまとめ、委員会に提出しなければならない。

## 十一 取扱要領

この指示に定めるもののほか、漁業の承認に係る取扱については、別に委員会が定めるところによる。

## 十二 指示の有効期間

平成十四年一月一日から同年三月三十一日までとする。

## 平成十四年青森県東部海区いか採捕承認事務取扱要領

## 一 承認の申請

1 いか採捕の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用する船舶ごとに平成十四年いか採捕承認申請書（別記第一号様式）に、次に掲げる書類を添えて委員会事務局（青森県青森市長島一丁目一番一号青森県庁内）に提出するものとする。

ア 漁船原簿謄本（青森県に漁船登録を有しない漁船に限る。）

イ 代表者選定届（共同経営の場合に限る。）

ウ ア及びイの他、必要と認める書類を提出させることがある。

2 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合（八戸市又は階上町に住所を有する者にあつては、八戸漁業協同組合連合会。以下三、四、五において同じ。）が取りまとめのうえ、平成十四年いか採捕承認申請一覧表（別記第二号様式。以下「申請一覧表」という。）を作成し、提出すること。

3 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいか突棒漁業に係る漁業団体が取りまとめのうえ、その者の住所を所管する都道府県知事を経由して提出すること。

## 二 申請期限

申請書の提出期限は、平成十三年十二月十八日までとする。

## 三 承認証の交付

委員会が採捕の承認をしたときは、別記第三号様式によるいか採捕承認証を、

県内者にあつては、その者の申請を取りまとめた漁業協同組合を、県外者にあつては、八戸漁業協同組合連合会を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

## 四 承認証の書換交付

住所若しくは使用船舶に変更があつたときは、速やかに委員会に申請し、その承認証の書換え交付を受けなければならない。書換申請書は、別記第四号様式によるほか、その手続きについては一及び三の規定を準用する。

## 五 承認証の再交付

承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに再交付申請書（別記第五号様式）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けるものとする。なお、その手続きについては一及び三の規定を準用する。

## 六 標識の様式

委員会指示第八に規定する標識の様式は、別記第六号様式のとおりとする。

## 七 操業記録の様式

委員会指示第九に規定するいか操業記録用紙の様式は、別記第七号様式のとおりとする。

## 八 採捕成績報告書

いか採捕成績報告書は、漁期終了後速やかに別記第八号様式により、県内者にあつては、その者の申請を取りまとめた漁業協同組合を、県外者にあつては、その者の申請を経由した都道府県知事を経由して提出すること。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第六号

いるか(歯鯨並目のうちマッコウクジラ科を除く鯨をいう。)の採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成十三年十二月七日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

一 操業の制限

青森県西部海区管内沖合海域においては、いるかを採捕してはならない。ただし、船舶を使用し、突棒漁法によりいるかを採捕する場合であつて、青森県西部海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が別に定める平成十四年青森県西部海区いるか採捕承認事務取扱要領(以下「取扱要領」という。)により申請し、承認を受けた者については、この限りでない。

二 船舶の制限

承認の対象となる船舶は、やむを得ない事由がある場合を除き、総トン数二十トン未満とする。

三 操業の期間

操業期間は、平成十四年一月一日から同年三月三十一日までとする。

四 承認対象者

承認の対象者は、次のとおりとする。

1 平成十三年一月一日から同年四月三十日までの間、青森県西部海区管内沖合海域において操業の実績を有する者

2 委員会が特に認めたる者

五 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

六 陸揚港の制限

青森県内に住所を有する者以外の者は、次の委員会が指定する県外船陸揚港以外の地に漁獲物又はその製品を陸揚し又は他の船舶に転載してはならない。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

県外船陸揚港の指定

小泊港、深浦港

七 承認証備え付けの義務

採捕にあつては、委員会が交付したいるか採捕承認証を携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

八 標識の船体表示

承認を受けた者は、使用する船舶の船橋両側の見やすい場所に、別に定める標識を表示しなければならない。

九 操業記録の提出

承認を受けた者は、操業記録を漁期操業後速やかに、委員会に提出しなければならない。

十 採捕成績報告書の提出

承認を受けた者は、いるか採捕成績報告書を、漁期の最終月の翌月二十日までに取りまとめ、委員会に提出しなければならない。

十一 取扱要領

この指示に定めるもののほか、漁業の承認に係る取扱については、別に委員会が定めるところによる。

十二 指示の有効期間

平成十四年一月一日から同年三月三十一日までとする。

平成十四年青森県西部海区いるか採捕承認事務取扱要領

一 承認の申請

1 いるか採捕の承認(以下「承認」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用する船舶ごとに平成十四年いるか採捕承認申請書(別記第一号様式)に、次に掲げる書類を添えて委員会事務局(青森県青森市長島一丁目一番一号青森県庁内)に提出するものとする。

ア 漁船原簿謄本(青森県に漁船登録を有しない漁船に限る。)

イ 代表者選定届(共同経営の場合に限る。)

ウ ア及びイの他、必要と認める書類を提出させることがある。

2 青森県内に住所を有する者(以下「県内者」という。)に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめのうえ、平成十四年いるか採捕承認申請

一 一覧表(別記第二号様式。以下「申請一覧表」という。)を作成し、提出すること。

3 青森県内に住所を有しない者(以下「県外者」という。)に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいるか突極漁業に係る漁業団体が取りまとめるうえ、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して提出すること。

二 申請期限  
申請書の提出期限は、平成十三年十二月十八日までとする。

三 承認証の交付  
委員会が採捕の承認をしたときは、別記第三号様式によるいるか採捕承認証を、県内者にあつては、その者の申請を取りまとめた漁業協同組合を、県外者にあつては、小泊漁業協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

四 承認証の書換交付  
住所若しくは使用船舶に変更があつたときは、速やかに委員会に申請し、その承認証の書換え交付を受けなければならない。書換申請書は、別記第四号様式によるほか、その手続きについては一及び三の規定を準用する。

五 承認証の再交付  
承認証を、亡失し又はき損したときは、速やかに再交付申請書(別記第五号様式)を委員会に提出し、承認証の再交付を受けるものとする。なお、その手続きについては一及び三の規定を準用する。

六 標識の様式  
委員会指示第八に規定する標識の様式は、別記第六号様式のとおりとする。

七 操業記録の様式  
委員会指示第九に規定するいるか操業記録用紙の様式は、別記第七号様式のとおりとする。

八 採捕成績報告書  
いるか採捕成績報告書は、漁期終了後速やかに別記第八号様式により、県内者にあつては、その者の申請を取りまとめた漁業協同組合を、県外者にあつては、その者の申請を経由した都道府県知事を経由して提出すること。

別記第一号様式(一の1関係)

平成14年いるか採捕承認申請書

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所  
氏名又は名称

いるか採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 船名 丸
- 2 漁船登録番号
- 3 総トン数 トン
- 4 推進機関の種類及び馬力数 馬力
- 5 操業期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 6 操業区域 青森県西部海区管内沖合海域
- 7 根拠地港(陸揚港)
- 8 所属漁業協同組合名 漁業協同組合
- 9 船舶所有者 住所 氏名

注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。